

事業主経由方式用

確定拠出年金／老齢給付金 お手続きガイド

2024年 9月版

- 受給権を取得後に老齢給付の請求をすることができます。書類のご提出日、提出方法等については、お勤め先の担当者様の指示に従ってください。
- お支払いまでは、運営管理機関に書類が到着後、約1～2か月かかります。

| | |
|-----------------------|--|
| 書類の ご提出先 (お勤め先) | |
| お問合せ先 | ダイワ年金クラブ・コールセンター  0120-396-401 平日 9:00～20:00 土日 9:00～17:00 |

目次

| | |
|----------------------------|------|
| 1. 老齢給付の受け取り方法は3種類です | P. 3 |
| 2. 老齢一時金のお手続き | P. 4 |
| 3. マイナンバーカードを持っていない場合の提出書類 | P. 5 |
| 4. 「退職所得の受給に関する申告書」の書き方 | P. 6 |
| 5. 老齢年金のお手続き | P.12 |
| 6. 老齢一時金と年金併給のお手続き | P.13 |
| 7. 老齢給付金と税金 | P.14 |
| 8. 資産や受け取り方法の選択肢の確認方法 | P.18 |
| 9. 受取方選択肢を確認する ～年金規約の一例～ | P.19 |
| 10. プラン番号／企業コード／加入者番号について | P.20 |
| 11. 裁定請求結果のお知らせについて | P.20 |
| 12. Q&A | P.21 |
| 13. 60歳到達から老齢給付金の受給までの流れ | P.22 |
| 14. i D e C o の掛金拠出について | P.23 |
| 15. 提出物チェックリスト | P.24 |

老齢給付の受け取り方法は3種類です

受給権を取得した方が、これまで運用していた資産を受け取るためのお手続きです。

| | | |
|---------------|---|----------------|
| 一時金 | 全額一時金で受け取り | 4 ページへ |
| 年金 | 毎年年金で受け取り | 12 ページへ |
| 一時金と併給 | 一部を一時金で受け取り 残額を毎年年金で受け取り | 13 ページへ |

受給権取得年齢は**60歳までに加入していた期間**[※]で決まります。

※ 通算加入者等期間といいます。

60歳以降に加入された場合は、加入日から5年を経過した日以降に受け取ることができます。

| 10年以上 | 8年以上 10年未満 | 6年以上 8年未満 | 4年以上 6年未満 | 2年以上 4年未満 | 1月以上 2年未満 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 60歳から | 61歳から | 62歳から | 63歳から | 64歳から | 65歳から |

注意1

障害者手帳をお持ちの場合は、障害給付金を請求できることがありますのでコールセンターにご連絡ください。

障害給付金の請求ができるのは・・・

- 厚生障害年金 1、2級
 - 身体障害者手帳 1～3級
 - 療育手帳 最重度、重度
 - 精神障害者保健福祉手帳 1、2級
- いずれかお持ちの方です

注意2

75歳までに受け取り手続きをする必要があります。

注意3

今後iDeCoで積立を希望する方は、iDeCoの老齢給付請求は行わないでください。

老齢一時金のお手続き

提出書類（氏名・住所・生年月日が一致していること）

| | 名称 | 備考 |
|---|-------------------------|--|
| A | 裁定請求書（一時金） | 資料に同梱の記入書類 |
| B | 退職所得の受給に関する申告書 | 資料に同梱の記入書類 |
| C | 印鑑登録証明書 | 発行から3か月以内のもの |
| D | 他の退職所得の源泉徴収票（コピー） | 本年および前年以前19年以内のもの （退職一時金、確定給付企業年金など。お手元がないときは支払いを受けた企業に再発行をご依頼ください） |
| E | マイナンバーカード（個人番号カード）のコピー※ | 写真、氏名、生年月日、現住所、個人番号がすべて写っていること（表面・裏面両方のコピー） |

※ 写真付きのマイナンバーカードがないときは5ページ参照

見本

A 裁定請求書（老齢一時金）

申請者氏名：大和 太郎
住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
生年月日：1969年4月1日
退職日：2007年11月30日

退職一時金の受給者氏名：大和 太郎
住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
生年月日：1969年4月1日

退職一時金の支払先：大和 太郎
住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
生年月日：1969年4月1日

退職一時金の支払先：大和 太郎
住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
生年月日：1969年4月1日

B 年分退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書

氏名：大和 太郎
住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
生年月日：1969年4月1日
退職日：2007年11月30日

| 所得の種類 | 所得金額 | 源泉徴収税額 | 特別徴収税額 | 合計 |
|--------|-------------|--------|--------|-------------|
| 退職所得 | 9,000,000 | 0 | 0 | 9,000,000 |
| 退職所得控除 | (2,130,000) | | | (2,130,000) |
| 所得金額 | 6,870,000 | | | 6,870,000 |
| 源泉徴収税額 | | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 6,870,000 | 0 | 0 | 6,870,000 |

C 印鑑登録証明書

印主 氏名：大和 太郎
住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
生年月日：1969年4月1日

印主 氏名：大和 太郎
住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
生年月日：1969年4月1日

平成 20 年 5 月 25 日
東京府 区長 大和 太郎

D 19年分 退職所得の源泉徴収票 特別徴収

支払を受ける人：大和 太郎
住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
生年月日：1969年4月1日

支払先：大和 太郎
住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
生年月日：1969年4月1日

| 区分 | 支払金額 | 源泉徴収税額 | 特別徴収税額 | 合計 |
|--------|-------------|--------|--------|-------------|
| 退職所得 | 9,000,000 | 0 | 0 | 9,000,000 |
| 退職所得控除 | (2,130,000) | | | (2,130,000) |
| 合計 | 6,870,000 | 0 | 0 | 6,870,000 |

退職所得控除額：2,130,000円
勤続年数：39年
退職年月日：1969年4月1日
退職年月日：2007年11月30日

（備考）
新設受給権者○-○-○
株式会社



マイナンバーカードを持っていない場合の提出書類

マイナンバーカード（写真付き）をお持ちでない場合は、以下の「番号確認」書類と「身元確認」書類の2通をご提出ください。

必要書類

| | | |
|------------------------|---|---|
| 番号確認 | <ul style="list-style-type: none">「通知カード」のコピー （記載された氏名、住所、生年月日が印鑑登録証明書の記載事項と一致している場合に限る※¹） | ○ いずれか ひとつ |
| | <ul style="list-style-type: none">発行から6か月以内の住民票 （マイナンバー記載ありの原本） | |
| | <ul style="list-style-type: none">発行から6か月以内の住民票記載事項証明書 （マイナンバー記載ありの原本） | |
| 身元確認 ※ ² | <ul style="list-style-type: none">運転免許証のコピー | ○ いずれか ひとつ すべて有効 期限内のもの |
| | <ul style="list-style-type: none">住民基本台帳カードのコピー | |
| | <ul style="list-style-type: none">パスポートのコピー （所持人記入欄の現住所記入が必要） | |
| | <ul style="list-style-type: none">在留カードのコピー | |
| | <ul style="list-style-type: none">特別永住者証明書のコピー | |
| | <ul style="list-style-type: none">運転経歴証明書のコピー（2012年4月以降発行分） | |

※¹ 氏名・住所の変更を反映していない場合は、マイナンバー記載ありの住民票または、住民票記載事項証明書をご提出ください。

※² 上記の身元確認書類のいずれもお持ちでない場合は、発行から6か月以内の住民票（原本）をご提出ください。

「退職所得の受給に関する申告書」の書き方

- 退職所得の源泉徴収票をご用意ください。
- 申告書を提出しない場合は、退職所得控除は適用されず一時金額の20.42%が源泉徴収されます。

| | |
|--|--|
| 確定拠出年金用 <input type="checkbox"/> 記入不要 <input type="checkbox"/> 特定役員退職手当等を受けた方のみ記入いただく欄 <input type="checkbox"/> 短期退職手当等を受けた方のみ記入いただく欄 <input type="checkbox"/> | |
| 年 月 日 税務署長 殿 市町村長 殿 | |
| 年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書 | |
| 確定拠出年金の 支取 者の 氏名 | 所在地 (住所) あ な た の その年1月1日 現在の住所 |
| 名称 (氏名) | 氏名 |
| 法人番号 | 個人番号 |
| この入欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB欄以下の各欄には記載する必要がありません。) | |
| A | ① 確定拠出年金資産を受け取る こととなった年月日 支払日 (年 月 日) (年 月 日) ② 退職時の取扱い区分 等 (一般) 生活扶助の有・無 うち 短期勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| B | ③ ①の確定拠出年金資産 (移行した資 産分含む) のもととなる勤続期間 (確定拠出年金資産の拠出期 間) (1年未満切上げ) 自 年 月 日 至 年 月 日 ④ ③との通算勤続期間 (1年未満切上げ) 自 年 月 日 至 年 月 日 うち 特定役員等勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 うち 一般勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 うち 重復勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 うち 全重復勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑤ ③、④及び⑥の通算勤続 期間 (1年未満切上げ) 自 年 月 日 至 年 月 日 うち 特定役員等勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 うち 一般勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 うち 重復勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 うち 全重復勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| C | ⑦ 前年以前9年以内の退職手当 等についての勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑧ 前年以前9年以内の退職手当 等についての勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑨ ⑦又は⑧の勤続期間のうち、 その勤続期間中に支払している期間 (1年未満切上げ) 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑩ うち 特定役員等勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑪ うち 一般勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑫ うち 重復勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑬ うち 全重復勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| D | Bの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、この欄に記載してください。 ⑭ Bの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、この欄に記載してください。 ⑮ ⑭又は⑯の勤続期間のうち、その勤続期間中に支払している期間 (1年未満切上げ) 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑯ うち 特定役員等勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑰ うち 一般勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑱ うち 重復勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑲ うち 全重復勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ⑳ ⑭又は⑯の通算期間 (1年未満切上げ) 自 年 月 日 至 年 月 日 ㉑ うち 特定役員等勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ㉒ うち 一般勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ㉓ うち 重復勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 ㉔ うち 全重復勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| E | B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。 区分 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 収入金額 源泉徴収額 特別徴収税額 市町村民税 道府県民税 支払を受けた年月日 退職の区分 支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名) Bの退職手当等について 一般 短期 年 月 日 円 円 円 円 年 月 日 一般 理容 特定 短期 年 月 日 円 円 円 円 年 月 日 一般 理容 一般 短期 年 月 日 円 円 円 円 年 月 日 一般 理容 Cの退職手当等について 年 月 日 円 円 円 円 年 月 日 一般 理容 年 月 日 円 円 円 円 年 月 日 一般 理容 |

全員記入

**氏名住所他と
A欄**

➔ 7・8ページへ

B欄

本年の
源泉徴収票が
ある場合

➔ 9ページへ

C欄

前年以前の
源泉徴収票が
ある場合

➔ 10ページへ

E欄

BC欄記入した
場合

➔ 11ページへ

「退職所得の受給に関する申告書」の書き方

| | | | | | | |
|--|----------|---|---|--------------|---|------------------|
| <input type="checkbox"/> 確定拠出年金用 <input type="checkbox"/> 記入不要 <input type="checkbox"/> 特定役員退職手当等を受けとられた方のみ記入いただく欄 <input type="checkbox"/> 短期退職手当等を受けとられた方のみ記入いただく欄 | | | | | | |
| 年 月 日 税務署長 市町村長 殿 | | | | | | |
| 年度 年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書 | | | | | | |
| 資 産 の 支 払 年 者 の 金 | 所在地 (住所) | 〒 | あ | 現住所 | 〒 | 住所 |
| | 名称 (氏名) | | な | 氏名 | | 氏名 |
| | 法人番号 | | た | 個人番号 | | マイナンバー |
| | | | の | その年1月1日現在の住所 | 〒 | 1月1日現在の住所 |

● 「年度」を西暦で記入します※

| | |
|----------------|------------------------------|
| 1～10月までに提出するとき | 提出する年 (受給権取得前には提出できません) |
| 11月以降に提出するとき | 課税年度の変わり目のため、事業主担当者様へお尋ねください |

※ 年度は一時金の支払予定日が1月から12月までのときに本年を記入します。

※ 書類の提出から一時金の支払いまで1～2ヵ月かかるため、提出日、受給権取得日等の条件によっては、支払日が翌年になります。

● 「現住所」「氏名」「個人番号（マイナンバー）」
「その年の1月1日現在の住所」を記入します

1月1日現在の住所が1行目の現住所と同じときは「同上」でかまいません

「退職所得の受給に関する申告書」の書き方（A欄）

このA欄には、すべての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB欄以下の各欄には記載する必要がありません。）

| | | | | | | | | |
|---|------------------------------|------------------|---|---|---|---|---|---|
| A | ① 確定拠出年金資産を受け取る こととなった年月日 | 支払日 (年 月 日) | ③ 確定拠出年金資産(移行した資産分含む)のもととなる勤続期間 (確定拠出年金掛金の拠出期間)(1年未満切上げ) | 自 | 年 | 月 | 日 | 年 |
| | ② 退職時の取扱い区分等 | 生活扶助の有・無 | | 至 | 年 | 月 | 日 | 年 |
| | 一般・障害 | | うち 短期勤続期間 | 自 | 年 | 月 | 日 | 年 |
| | | | | 至 | 年 | 月 | 日 | 年 |

② 欄 生活扶助の有・無 いずれかに○をします

「有」のとき …………… 別途「生活扶助を受けていることを証明する民生委員の証明書の添付が必要です

③ 欄 確定拠出年金掛金の拠出期間を記入します

NRK WEBの「基本情報照会」から記入するかコールセンターにおたずねください
(ログインページについては18ページ参照)

基本情報照会

基本情報

プラン情報

拠出情報

給付情報

移換処理状況

帳票出力状況

| | |
|--------------|-------------------|
| 運営管理機関 | 丸の内年金コンサルティング株式会社 |
| 運営管理機関登録番号 | 1234567 |
| 運用関連運営管理機関 | 丸の内年金コンサルティング株式会社 |
| 商品グループ | 丸の内商品グループA |
| 加入状況 | 運用指図者 |
| 加入年月日 | 2003/05/13 |
| 勤続期間の起算日 | 1993/08/31 |
| 勤続期間の最終日 | 2003/10/31 |
| 勤続年数の基礎となる期間 | 10年2ヶ月 |
| 通算加入者等期間 | 10年7ヶ月 |
| 当初加入年月日 | 2000/04/01 |
| 脱退事由 | 任意移換 |

「勤続期間の起算日」→ 自
「勤続期間の最終日」→ 至
「勤続期間の基礎となる期間」
→ 年数（1年未満切り上げ）

勤続年数が5年以下のときは、
「うち 短期勤続期間」に同じ
期間をご記入ください

「退職所得の受給に関する申告書」の書き方（B欄）

- 本年に退職所得の支払いを受けた方は記入してください。
- 8ページで年度を**来年**にした方は、C欄に記入してください。
- 本年分がない方は次へ進んでください。

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記入してください。

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------------|---|---|---|---|---------------------------------|------------------|---|---|---|---|---|
| B | ④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間 | 自 | 年 | 月 | 日 | ⑤ ③と④の通算勤続期間 (1年未満切上げ) | 自 | 年 | 月 | 日 | 年 | |
| | | 至 | 年 | 月 | 日 | | 至 | 年 | 月 | 日 | 年 | |
| | うち特定役員等勤続期間 | 自 | 年 | 月 | 日 | 年 | うち特定役員等勤続期間 | 自 | 年 | 月 | 日 | 年 |
| | 至 | 年 | 月 | 日 | 年 | うち一般勤続期間との重複勤続期間 | 自 | 年 | 月 | 日 | 年 | |
| | うち短期勤続期間 | 自 | 年 | 月 | 日 | 年 | うち短期勤続期間との重複勤続期間 | 自 | 年 | 月 | 日 | 年 |
| | 至 | 年 | 月 | 日 | 年 | うち全重複勤続期間 | 自 | 年 | 月 | 日 | 年 | |
| | ⑥ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間 | 自 | 年 | 月 | 日 | ⑦ ③、④及び⑥の通算勤続期間 (1年未満切上げ) | 自 | 年 | 月 | 日 | 年 | |
| | 至 | 年 | 月 | 日 | 年 | うち特定役員等勤続期間 | 自 | 年 | 月 | 日 | 年 | |

④ 欄 本年分の退職所得の源泉徴収票から記入します

自 …………… 就職年月日（西暦）

至 …………… 退職年月日（西暦）

⑤ 欄 ③と④の通算期間と年数を記入します

自 …………… もっとも古い日付

至 …………… もっとも新しい日付

（年数は1年未満を切り上げ）

例

③の期間 1993/4/1～2022/3/31 29年

④の期間 2009/3/5～2022/4/30 の場合

自 1993/4/1 至 2022/4/30 30年となります。

- 源泉徴収票が2枚あるときは、⑥⑦も同様に記入します

「退職所得の受給に関する申告書」の書き方（C欄）

- 前年以前19年以内に退職所得の支払いを受けた方は記入してください。
- 前年以前分がない方は次へ進んでください。

| | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|
| C | ⑧ 前年以前19年以内の退職手当等 についての勤続期間 | 自 | 年 | 月 | 日 | ⑨ ③又は④の勤続期間のうち、 ⑤の勤続期間と重複している期間 (1年未満切捨て) ④のうち特定役員等勤続期間 との重複勤続期間 ⑤のうち短期勤続期間との 重複勤続期間 | 自 | 年 | 月 | 日 | 年 |
| | | 至 | 年 | 月 | 日 | | 至 | 年 | 月 | 日 | 年 |

⑧ 欄 前年以前分の退職所得の源泉徴収票から記入します

自 就職年月日（西暦）

至 計算して算出した年数後の日付（課税されている場合は、退職年月日）

↓

下表の算式を使用して、支払金額から期間を算出します

| 退職手当等の収入金額 | 算式 |
|-------------|----------------------------|
| 800万円以下の場合 | 支払金額 ÷ 40万円 |
| 800万円を超える場合 | (支払金額 - 800万円) ÷ 70万円 + 20 |

計算例 「支払金額」が1,200万円のとき

$$(1,200万 - 800万) \div 70万 + 20 = 25.7年 \rightarrow 25年 \text{ (端数切捨て)}$$

上記で算出した期間に応答する日にちを記入します

就職日が4月1日であれば、至は25年後の3月31日です。

※同年度の支払金額の合計が40万円未満の場合は、C欄は記入せず、E欄のみご記入ください。

⑨ 欄 ③⑤の期間と⑧の期間の重複期間と年数を記入します

(年数は1年未満切り捨て)

- 同年の源泉徴収票が複数あるときは、11ページの補足をご覧ください

「退職所得の受給に関する申告書」の書き方（E欄）

退職所得の源泉徴収票から転記してください。



C欄の補足

前年以前の源泉徴収票で同年のものが複数あり、いずれも課税されていない場合は、支払金額を合計して⑧の計算を行います。

計算例

201×年の源泉徴収票が2枚（同じ年）
 「支払金額」が 300万円と600万円のとき
 →合計して900万円として計算
 $(900万 - 800万) \div 70万 + 20 = 21.4年 \rightarrow 21年$ （端数切捨て）

自 …………… 複数ある源泉徴収票のうち、早い方の就職年月日（西暦）

至 …………… 計算して算出した年数後の日付

（1枚でも課税されている場合は計算を行わず、遅い方の退職年月日を記入します）

老齢年金のお手続き

提出書類（氏名・住所・生年月日が一致していること）

| | 名称 | 備考 |
|---|------------------------------|---|
| A | 裁定請求書 (年金、年金・一時金併給) | コールセンターにご請求ください |
| C | 印鑑登録証明書 | 発行から3か月以内のもの |
| E | マイナンバーカード (個人番号カード) のコピー※ | 写真、氏名、生年月日、現住所、個人番号がすべて写っていること（表面・裏面両方のコピー） |

※ 写真付きのマイナンバーカードがないときは5ページ参照

見本



老齢一時金と年金併給のお手続き

提出書類（氏名・住所・生年月日が一致していること）

| | 名称 | 備考 |
|---|------------------------------|---|
| A | 裁定請求書 (年金、年金・一時金併給) | コールセンターにご請求ください |
| B | 退職所得の受給に関する 申告書 | 資料に同梱の記入書類 |
| C | 印鑑登録証明書 | 発行から3か月以内のもの |
| D | 他の退職所得の源泉徴収票 (コピー) | 本年および前年以前19年以内のもの (お手元がないときは支払いを受けた企業に 再発行をご依頼ください) |
| E | マイナンバーカード (個人番号カード) のコピー※ | 写真、氏名、生年月日、現住所、個人番号が すべて写っていること (表面・裏面両方のコピー) |

※ 写真付きのマイナンバーカードがないときは5ページ参照

見本

A 裁定請求書 (年金、年金・一時金併給)

B 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書

C 印鑑登録証明書

| | | |
|-----|-----------------|-------------|
| 印 名 | 氏 名 | 生 年 月 日 |
| | 大 和 太 郎 | 昭和××年××月××日 |
| | 住 所 | |
| | 東京都中央区××町××番××号 | |

平成××年××月××日
東京都中央区長 氏 実 文 郎

D 19年分 退職所得の源泉徴収票

| | | | | |
|---------------|---------|--------------------|-------------|--------|
| 支払を受ける 氏 名 | 大 和 太 郎 | カウディ イヤロウ 特定 一部 | 特別徴収税額 | 0円 |
| 区 分 | 分 | 支払金額 | 源泉徴収税額 | 特別徴収税額 |
| | | 9,000,000円 | 0円 | 0円 |
| 退職所得控除額 | 勤続年数 | 退職年月日 | 退職年月日 | |
| 2,130万円 | 39年 | 1969年4月1日 | 2007年11月30日 | |

(備考) 退職所得控除額○-○-○
支払者 株式会社



老齢給付金と税金 ①

ご注意

コールセンターでは、個別の税金を計算することはできません

1 一時金で受け取る場合の税金

- 一時金支払日で課税年度が決まります（1/1～12/31支払いがその年の退職所得）。
- 一時金支払時に所得税と地方税を源泉徴収します。
- 「退職所得」として他の所得と分離して課税（申告分離）されるため、原則として確定申告を行う必要はありません。
- 退職所得控除が適用されます。
- 老齢一時金と同じ年に他の退職所得の受け取りがあったときは、申告に基づき、所得を合算して税金を再計算します。
- 前年以前に他の退職所得の受け取りがあったときは、申告に基づき、退職所得控除額を調整して税金を計算します。

課税所得金額

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2^{**}$$

※ 勤続年数5年以下の役員等の退職手当等（以下「特定役員退職手当等」といいます）については、「2分の1課税」を適用しないこととされています。

短期退職手当等に該当するとき

2022年1月1日以降の支払いから

短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数（勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいいます）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法

| イ) 収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円 | ロ) 収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円 |
|--|---|
| $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ <p>= 退職所得の金額</p> | $150\text{万円}^{**1} + \left\{ \text{収入金額} - \left(300\text{万円} + \text{退職所得控除額} \right) \right\}^{**2}$ <p>= 退職所得の金額</p> |

※1 300万円以下の部分の退職所得の金額

※2 300万円を超える部分の退職所得の金額

退職所得控除額

| 勤続年数 | 退職所得控除額 | 備考 |
|-------|-----------------------------|------------------------|
| 20年以下 | 40万円 × 勤続年数 | 退職所得控除額が80万円未満の場合は80万円 |
| 20年超 | 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年) | |

※ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合は、一時金の額の**20.42%**が源泉徴収されます。

老齢給付金と税金 ②

ご注意

コールセンターでは、個別の税金を計算することはできません

退職所得の源泉徴収税額の速算表

| (A) 課税退職所得金額 (千円未満切捨て) | (B) 税率 | (C) 控除額 | 税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1% |
|---------------------------|-----------|------------|-----------------------------------|
| 195万円以下 | 5% | - | ((A) × 5%) × 102.1% |
| 195万円超 ~ 330万円以下 | 10% | 97,500円 | ((A) × 10% - 97,500円) × 102.1% |
| 330万円超 ~ 695万円以下 | 20% | 427,500円 | ((A) × 20% - 427,500円) × 102.1% |
| 695万円超 ~ 900万円以下 | 23% | 636,000円 | ((A) × 23% - 636,000円) × 102.1% |
| 900万円超 ~ 1,800万円以下 | 33% | 1,536,000円 | ((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1% |
| 1,800万円超 ~ 4,000万円以下 | 40% | 2,796,000円 | ((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1% |
| 4,000万円超 | 45% | 4,796,000円 | ((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1% |

地方税の計算方法

市町村民税 = 退職所得の金額 × 6%

都道府県民税 = 退職所得の金額 × 4%

2 年金で受け取る場合の税金

- 雑所得として公的年金等控除が適用されます。
- 年金支給時に所得税として7.6575%（復興特別消費税を含む）相当が源泉徴収されます。
- 雑所得は総合課税ですので、一旦源泉徴収がされますが、最終的に確定申告により税額の精算を行う必要があります。

※ 老齢年金の支払金額にかかわらず、一律7.6575%の源泉徴収を行います。

※ 地方税は他の所得と合算し、直接市区町村から徴収されます。

ご参考

雑所得 = 公的年金等の収入金額の合計額 - 公的年金等控除額

老齢給付金と税金 ③

ご注意

コールセンターでは、個別の税金を計算することはできません

公的年金等に係る雑所得の速算表

① 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下

| 12月31日 現在の年齢 | その年中の公的年金等の 収入金額の合計 (A) | 公的年金等に係る 雑所得の金額 |
|-----------------|----------------------------|----------------------|
| 65歳未満の人 | 60万円以下 | 0円 |
| | 60万円超 ~ 130万円未満 | (A) - 60万円 |
| | 130万円以上 ~ 410万円未満 | (A) × 0.75 - 27.5万円 |
| | 410万円以上 ~ 770万円未満 | (A) × 0.85 - 68.5万円 |
| | 770万円以上 ~ 1,000万円未満 | (A) × 0.95 - 145.5万円 |
| | 1,000万円以上 | (A) - 195.5万円 |
| 65歳以上の人 | 110万円以下 | 0円 |
| | 110万円超 ~ 330万円未満 | (A) - 110万円 |
| | 330万円以上 ~ 410万円未満 | (A) × 0.75 - 27.5万円 |
| | 410万円以上 ~ 770万円未満 | (A) × 0.85 - 68.5万円 |
| | 770万円以上 ~ 1,000万円未満 | (A) × 0.95 - 145.5万円 |
| | 1,000万円以上 | (A) - 195.5万円 |

② 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下

| 12月31日 現在の年齢 | その年中の公的年金等の 収入金額の合計 (A) | 公的年金等に係る 雑所得の金額 |
|-----------------|----------------------------|----------------------|
| 65歳未満の人 | 50万円以下 | 0円 |
| | 50万円超 ~ 130万円未満 | (A) - 50万円 |
| | 130万円以上 ~ 410万円未満 | (A) × 0.75 - 17.5万円 |
| | 410万円以上 ~ 770万円未満 | (A) × 0.85 - 58.5万円 |
| | 770万円以上 ~ 1,000万円未満 | (A) × 0.95 - 135.5万円 |
| | 1,000万円以上 | (A) - 185.5万円 |
| 65歳以上の人 | 100万円以下 | 0円 |
| | 100万円超 ~ 330万円未満 | (A) - 100万円 |
| | 330万円以上 ~ 410万円未満 | (A) × 0.75 - 17.5万円 |
| | 410万円以上 ~ 770万円未満 | (A) × 0.85 - 58.5万円 |
| | 770万円以上 ~ 1,000万円未満 | (A) × 0.95 - 135.5万円 |
| | 1,000万円以上 | (A) - 185.5万円 |

老齢給付金と税金 ④

ご注意

コールセンターでは、個別の税金を計算することはできません

③ 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が2,000万円超

| 12月31日 現在の年齢 | その年中の公的年金等の 収入金額の合計 (A) | 公的年金等に係る 雑所得の金額 |
|-----------------|----------------------------|----------------------|
| 65歳未満の人 | 40万円以下 | 0円 |
| | 40万円超 ~ 130万円未満 | (A) - 40万円 |
| | 130万円以上 ~ 410万円未満 | (A) × 0.75 - 7.5万円 |
| | 410万円以上 ~ 770万円未満 | (A) × 0.85 - 48.5万円 |
| | 770万円以上 ~ 1,000万円未満 | (A) × 0.95 - 125.5万円 |
| | 1,000万円以上 | (A) - 175.5万円 |
| 65歳以上の人 | 90万円以下 | 0円 |
| | 90万円超 ~ 330万円未満 | (A) - 90万円 |
| | 330万円以上 ~ 410万円未満 | (A) × 0.75 - 7.5万円 |
| | 410万円以上 ~ 770万円未満 | (A) × 0.85 - 48.5万円 |
| | 770万円以上 ~ 1,000万円未満 | (A) × 0.95 - 125.5万円 |
| | 1,000万円以上 | (A) - 175.5万円 |

復興特別所得税とは

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、対象となる従来税額に2.1%を課すものです。

従って

5%の税率であったものは、 $5.0\% \times 1.021 = 5.105\%$

10%の税率であったものは、 $10.0\% \times 1.021 = 10.210\%$

となります。

資産や受け取り方法の選択肢の確認方法

NRK WEBや「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内（年金計画作成のお知らせ）※」で確認できます

<https://www.nrkn.co.jp/rk/login.html>

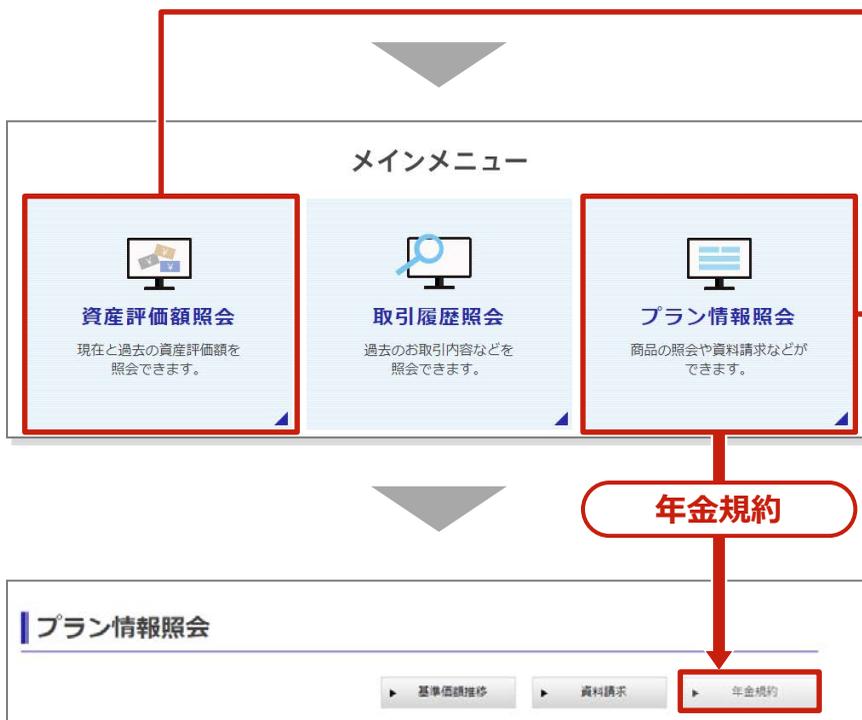
※ 以後「年金計画作成のお知らせ」と表記します。

※ P.20 見本参照。



ステップ1

資産評価額照会で
残高を確認！



ステップ2

年金規約で
受け取り方の選択肢
を確認！

選択肢

- 一時金 or 年金 or 併給
- 年金支給期間
- 年金支給回数

受取方選択肢を確認する ～年金規約の一例～

NRK WEB

プラン情報「年金規約」画面の見本

給付に関する事項

| | | |
|------------------|--------------------------|--|
| 老齢年金支給開始基準月 | 請求日の属する月の翌月 | |
| 老齢年金支給予定期間 | 期間指定 5年、10年、15年、20年 | |
| 終身年金選択可否 | 不可 | |
| 老齢年金額変更可否 | 可 | |
| 老齢一時金選択可否 | 全部または一部可 | 一例ですので 加入中のプランの 規約はNRK WEBに ログインして 確認してください！ |
| 5年経過後一時金選択可否（老齢） | 可 | |
| 老齢一時金割合指定方法 | 割合指定 25%、50%、75%、100% | |
| 選択可能な年間支給回数 | | 支給月 |
| 年1回払 | 12月 | |
| 年2回払 | 6月、12月 | |
| 年3回払 | 4月、8月、12月 | |
| 年4回払 | 3月、6月、9月、12月 | |
| 年金の支払日 | 15日 | |

プラン番号／企業コード／加入者番号について

裁定請求書に記入する番号は、NRK WEBや各種お知らせからご確認いただくことが可能です。

見本

確定拠出年金の受給権取得予定のお知らせ

作成日 YYYYY年MM月DD日
作成基準日 YYYYY年MM月DD日

日頃より格別のお引き立てを賜りありがとうございます。

あなた様の確定拠出年金の受給権取得のお受け取り方法について、当面お受け取りの時期が近づき、ご案内させていただきます。本ご案内は、現時点で確定拠出年金の受給権取得の予定が確定していることに基づき、ご案内させていただきます。

プラン番号
企業コード
加入者番号

受給権取得
通算加入者番号

(注1) 通算加入者番号

加入者番号

これにより

確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内 (年金計画作成のお知らせ)

0000001

作成日 2021年4月1日
作成基準日

100-0005
千代田区丸の内

年金 太郎 様

委託元運営管理機関
T損保株式会社

0005005000007009
000001 20000004 0010040000
5400010121 0000408660



日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社

223 00001*00001 007 00 312

11009862
LPBX0004

| | |
|--------------|-------------|
| プラン番号 | プラン名 |
| 000001 | 企業型プラン01 |
| 企業コード/プランコース | 企業名/プランコース名 |
| 20000004 | D社 |
| 加入者番号 | 加入者名 |
| 0000408660 | 年金 太郎 様 |

【お問い合わせ先】

- コールセンター
専業N社コールセンター

0800-123-1150

- インターネット
専業N社Webサイト

<http://www.sengyounsha.co.jp/>

裁定請求結果のお知らせについて

結果のお知らせは郵送でお送りします。振込日や金額をご確認ください。

一時金

「給付金支払いのお知らせ」

年金

「給付裁定結果のお知らせ」

併給

「給付金支払いのお知らせ」と「給付裁定結果のお知らせ」

見本

給付金支払のお知らせ

0000006 1ページ
作成日 2021年10月13日
作成基準日 2023年4月25日

給付裁定結果のお知らせ

0000003 1ページ
作成日 2021年12月1日
作成基準日 2023年2月2日

10
港区

100-0002
千代田区皇居外苑ハイツリグレ03

日頃より格別のお引き立てを賜りありがとうございます。下記の内容で給付裁定を行いましたので、ご確認ください。個人別管理資産の一部を一時金で受給される場合は、別途送付しております「給付金支払のお知らせ」も併せて、ご確認ください。

年給 リグー3 様

委託元運営管理機関
S信託株式会社

Q&A

Q1 | **引越して郵便は転送で受け取っていますが、住所変更の手続きは必要ですか**

住所の変更手続きが必要です。

A1 | 老齢給付金請求のお手続きの際、新住所の印鑑登録証明書、住所変更後のマイナンバーカード等が必要となります。

これらの書類に記載の住所と登録住所が一致している必要がありますので、事業主担当者様にご連絡いただき、登録住所の変更をご依頼ください。

Q2 | **ユーザーIDが見当たらず、NRK WEBにログインできません**

A2 | NRK WEBから再発行のお手続きをお願いいたします。入力項目に不明点がある場合は、事業主担当者様へお尋ねください。

Q3 | **年金書類提出後も預替はできますか**

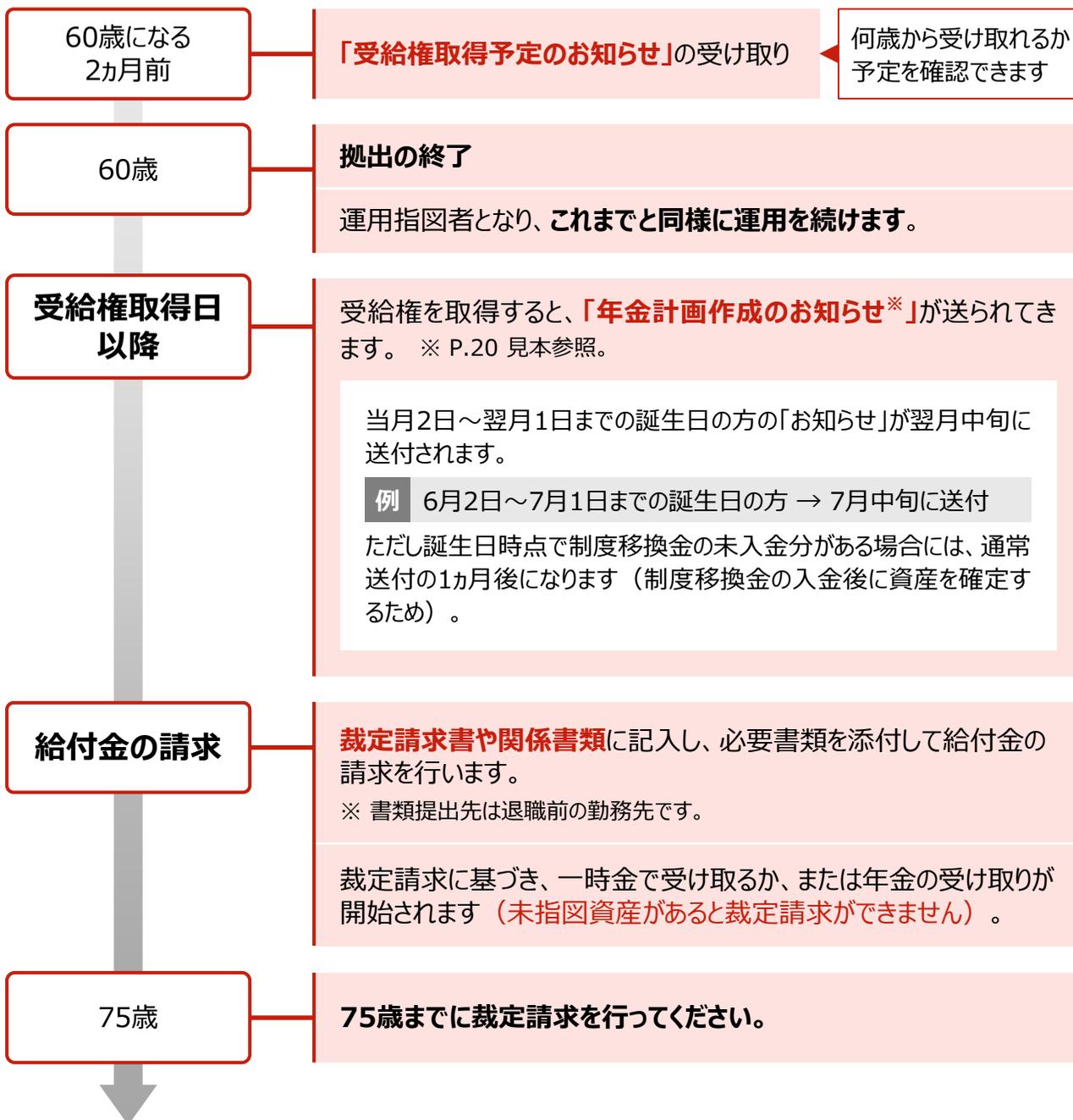
A3 | 「給付裁定結果のお知らせ」が届くまでは預替は行わないでください。

Q4 | **国外に居住していますが、提出書類は同じですか**

A4 | このガイドでは、国内居住中の方のお手続きのみを記載しています。非居住者として受け取り手続きをされる場合は、事業主担当者様へお尋ねください。

60歳到達※から老齢給付金の受給までの流れ

※下記は満60歳で資格喪失する場合です（規約により、資格喪失年齢が異なるため、ご加入中のプランの喪失年齢に読み替えてください）。



- 資産の照会や預替えは年金資産がなくなるまで、Webやコールセンターで行うことができます。なお、運用指図者に係る事務手数料は、規約により個人別管理資産より充当されます（具体的な金額は規約に定められています）。
- 企業型プランで受給権を取得するまでの間、iDeCoに加入して掛金を積み増しすることもできます。

iDeCoの掛金拠出について

令和4年（2022）年5月から

iDeCoに加入できる年齢の要件などが拡大されました

2022年
5月以前

iDeCoに加入できるのは、60歳未満の方のみ、海外居住の方は加入不可でした。

現在

下記の方がiDeCoに加入（掛金拠出）できるようになりました。

- **会社員・公務員など（国民年金第2号被保険者）で60歳以上65歳未満の方**
- **60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方**
- **国民年金に任意加入している海外居住の方**

iDeCoに加入できる期間



⚠️ ご注意ください

- 公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。
- 現在iDeCoに加入されている会社員・公務員などの国民年金第2号被保険者の方は、60歳以降も引き続き国民年金第2号被保険者であれば、iDeCoも引き続き加入者となります。
掛金の拠出を停止したい方は、受付金融機関（運営管理機関）に対して運用指図者となる手続きをする必要があります。（ただし、昭和37（1962）年5月1日以前に生まれた方は、60歳到達時に加入者の資格を喪失しているため、令和4（2022）年5月以降に加入者となるためには受付金融機関（運営管理機関）に手続きが必要です。）
- 自営業者・専業主婦（夫）などの国民年金第1・3号被保険者でiDeCoに加入されている方が60歳以降に任意加入被保険者となり引き続きiDeCoに加入するためには、受付金融機関（運営管理機関）に手続きが必要です。

提出物チェックリスト

返信用封筒に入れる前にチェックしてください

老齢一時金

チェック

- | | |
|--------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 裁定請求書（一時金） |
| <input type="checkbox"/> | 印鑑登録証明書 |
| <input type="checkbox"/> | 他の退職所得の源泉徴収票 |
| <input type="checkbox"/> | 退職所得の受給に関する申告書 |
| <input type="checkbox"/> | マイナンバーカード（表・裏）もしくは個人番号書類と本人確認書類 |

老齢年金

チェック

- | | |
|--------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 裁定請求書（年金、年金・一時金併給） |
| <input type="checkbox"/> | 印鑑登録証明書 |
| <input type="checkbox"/> | マイナンバーカード（表・裏）もしくは個人番号書類と本人確認書類 |

老齢年金・一時金併給

チェック

- | | |
|--------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 裁定請求書（年金、一時金・年金併給） |
| <input type="checkbox"/> | 印鑑登録証明書 |
| <input type="checkbox"/> | 他の退職所得の源泉徴収票 |
| <input type="checkbox"/> | 退職所得の受給に関する申告書 |
| <input type="checkbox"/> | マイナンバーカード（表・裏）もしくは個人番号書類と本人確認書類 |